第二号様式の次に次の一様式を加える。

第二号様式の二（第９条関係）

年　　月　　日

殿

外国人等外航旅客船運航実績報告書（　月分）

事業者名
住所
担当者名
電話番号

1．定期航路事業者

運航事業者名（国籍）	使用船舶（船籍）	運航実績 航路	運航実績 運航便数／月	乗船者数(計) 日本人	乗船者数(計) 外国人（国籍別）	備考

2．不定期航路事業者

運航事業者名（国籍）	使用船舶（船籍）	運航実績 起点	起点の出港日	終点	終点の入港日	寄港地	寄港地の入港日・出港日	乗船者数(計) 日本人	乗船者数(計) 外国人（国籍別）	備考

（注）各欄の記載は、国土交通大臣の指示するところにより、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することにより代えることができる。

（船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則の廃止）

第四条　船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則（昭和四十年運輸省令第四十三号）は、廃止する。

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第五条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に、「した者」を「したとき。」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月二十日）から施行する。

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

2　令和三年六月分及び七月分の外航船舶運航実績報告書の提出については、第三条の規定による改正後の船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。